第2回農業特定技能協議会運営委員会 (議事要旨)

日 時:令和元年5月28日(火) (書面による持ち回り開催)

1. 構成員

【制度所管省庁】

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課 警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課 外務省領事局外国人課 厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課

【事業所管省庁】

農林水産省生産局園芸作物課 農林水産省生産局畜産部畜産企画課 農林水産省経営局就農・女性課

【特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者】

公益社団法人日本農業法人協会 全国農業協同組合中央会 一般社団法人全国農業会議所

議事要旨:

1. 運営委員会の設置について

事務局から、農業特定技能協議会の構成員であることの証明の方法の決定について回付。「農業特定技能協議会の構成員であることの証明の方法の決定について」(令和元年5月28日付運営委員会決定第2号)について、提案のとおり協議が調った。

2. その他【地域協議会の構成員について】

事務局から、地域協議会の構成員について、資料2に記載のとおりの運用とすることを回付した。

以上